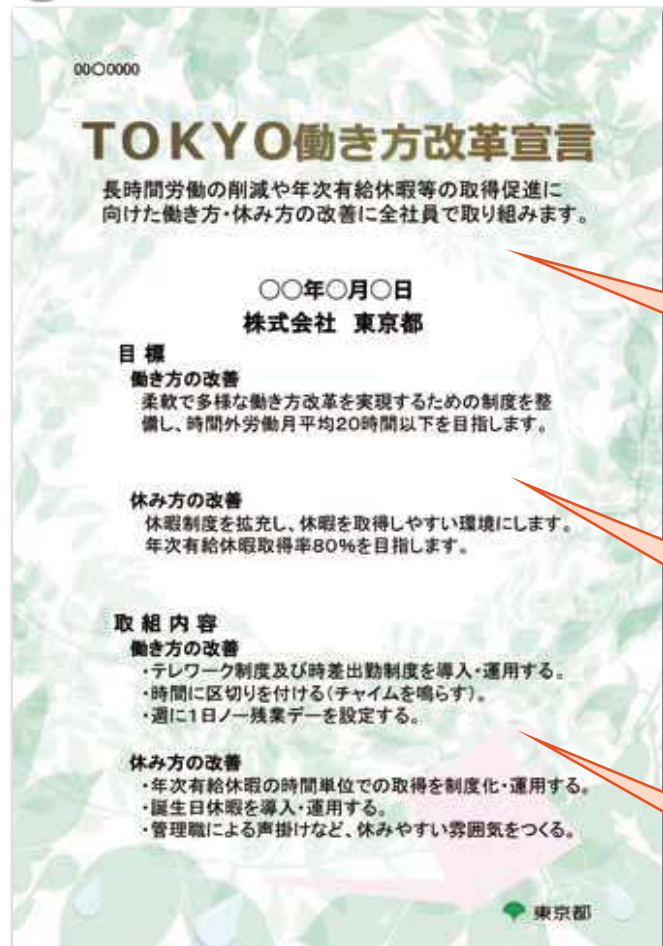


働き方改革宣言書

○宣言書(イメージ)



○宣言企業には、承認決定後、申請時に提出された働き方改革宣言書の内容を記載した「宣言書」を送付します。社内に掲示するなどご活用ください。

働き方改革宣言文

働きやすい職場を目指すための、キャッチフレーズを宣言しましょう。

目 標

「働き方の改善」・「休み方の改善」について、社内の実態を踏まえ、各々目標を設定します。

取組内容

「働き方の改善」・「休み方の改善」について、目標達成のために行う具体的な取組内容を設定します。

○「TOKYO働き方改革宣言企業ウェブサイト」で公表

(<https://hatarakikata.metro.tokyo.jp/>)



宣言企業一覧ページ(イメージ)

○「TOKYO働き方改革宣言企業ウェブサイト」にて宣言書を公表します。

○ウェブサイトでは宣言企業の働き方改革に関する取組事例も紹介しております。



宣言企業個別ページ(イメージ)

お問い合わせ先一覧

I

「働き方改革宣言奨励金」に関するお問い合わせ先

東京都労働相談情報センター TEL:03-5211-3275

大崎事務所 03-3495-4872 池袋事務所 03-5954-6505 亀戸事務所 03-3682-6321
国分寺事務所 042-323-8518 八王子事務所 042-645-7450

◆申請書や制度の詳細は「TOKYOはたらきネット」をご覧ください。
<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/hatarakikata/kaikaku/josei/index.html>



II

「働き方改革宣言企業」制度に関するお問い合わせ先

TOKYOライフ・ワーク・バランス推進窓口 TEL:03-3868-3401

〒112-0004 文京区後楽2-3-28 K.I.S飯田橋ビル6階

東京都が東京労働局及び(公財)東京しごと財団と連携し、働き方改革に関する事業の相談やその他事業主向けのライフ・ワーク・バランス推進関連施策の相談等をワンストップで行っています。

◆奨励金を活用しないで宣言する場合の申請書や制度の詳細は「TOKYO働き方改革宣言企業ウェブサイト」をご覧ください。 <https://hatarakikata.metro.tokyo.jp/sinai/>



東京テレワーク推進センター

TOKYOライフ・ワーク・バランス推進窓口に併設されている東京テレワーク推進センターは、東京都と国が連携して、テレワークの普及を推進することにより、企業における優秀な人材の確保や生産性の向上を支援するために設置したワンストップセンターです。

TEL:03-3868-0708 URL:<https://tokyo-telework.jp/>



「TOKYOテレワークアプリ」を活用しよう!

テレワークの導入・実践に必要な情報を入手できるほか、セミナー等のお申込みやサテライトオフィス等の検索など、テレワークの推進を支援する東京都公式アプリです。



ダウンロードはこちらから

<https://tokyo-telework.jp/store/>



「働き方・休み方改善コンサルタント」活用のご案内

経験豊富な社会保険労務士の資格を持つ東京労働局の「働き方・休み方改善コンサルタント」が、TOKYOライフ・ワーク・バランス推進窓口において、働き方・休み方の改善に取り組む企業に対してアドバイスを行います。その他、個別訪問による取組支援やワークショップの開催等も全て無料で行っています。

厚生労働省 東京労働局 雇用環境・均等部 指導課
TEL:03-6867-0211



III

「働き方改革助成金」及び「専門家による巡回・助言」に関するお問い合わせ先

(公財)東京しごと財団 雇用環境整備課 TEL:03-5211-2396

〒101-0065 千代田区西神田3-2-1 住友不動産千代田ファーストビル南館5階

◆申請書や制度の詳細は「東京しごと財団 雇用環境整備課ホームページ」をご覧ください。
<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/boshu/hatarakikata.html>



- ▶TOKYO働き方改革宣言企業に承認されると、東京都の中小企業制度融資(働き方改革支援メニュー)をご利用いただけます。制度融資に関するお問い合わせは、東京都産業労働局金融部金融課(TEL:03-5320-4877)までお願いします。 詳細は、<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/kinyu/yyuushi/yyuushi/>
- ▶東京都では、就職の機会均等を確保するために、本人の適正と能力に基づく公正な採用選考を実施するよう事業主の皆様のご理解とご協力をお願いしています。詳細は、<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/kosei/>をご覧ください。

リサイクル選定(A) 令和2年4月発行
この冊子は、印刷物の裏へリサイクルできます。

働き方・休み方を変えよう

TOKYO働き方改革宣言企業

令和2年度 募集のご案内

東京都は、「TOKYO働き方改革宣言企業」制度を設け、都内企業の働き方改革を推進しています。長時間労働の削減や年次有給休暇等の取得促進に向けた働き方・休み方の改善(働き方改革)は、人材の確保や定着、経営力の向上につながります。こうした働き方改革に取り組む企業等を募集します。

働き方改革宣言

全社的な取組を継続



経営力の向上

人材の確保・定着

社員のモチベーションアップ

○TOKYO働き方改革宣言企業(宣言企業)とは

従業員の長時間労働の削減及び年次有給休暇等の取得促進のため、2～3年後の目標及び取組内容を定め、TOKYO働き方改革宣言(宣言)を行い、全社的に取り組む企業等です。

○TOKYO働き方改革宣言企業になるまでの流れ と その後の支援



東京都産業労働局

スルーズビズ Smooth Biz

宣言や制度整備に向けた取組をサポート

●働き方改革宣言奨励金を**活用して**、働き方改革宣言する場合

5月8日
受付開始

働き方改革宣言奨励金

I
東京都
労働政策情報センター

●対象事業者 都内で事業を営む中小企業等

(都内に勤務する常時雇用する労働者を2名以上、かつ、6か月以上継続雇用していること)

※中小企業等とは、常時雇用する労働者が300人以下の企業等です。

※奨励金の申請時点で、宣言企業の承認申請を行っていたり、宣言企業の承認を得ている場合、奨励金の申請はできませんのでご注意ください。

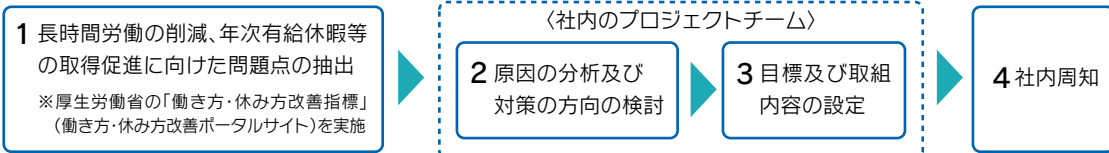
※その他要件あり

●奨励事業 最大**70万円**

下記A・Bの事業を行い、宣言企業の承認決定を得られた場合に奨励金を支給

A 働き方改革宣言事業【必須】 30万円 ※「A 働き方改革宣言事業」のみの実施可

以下の1～4すべてを行った場合に奨励金を支給



B 制度整備事業【任意】 最大40万円 ※「A 働き方改革宣言事業」を行った場合のみ実施可

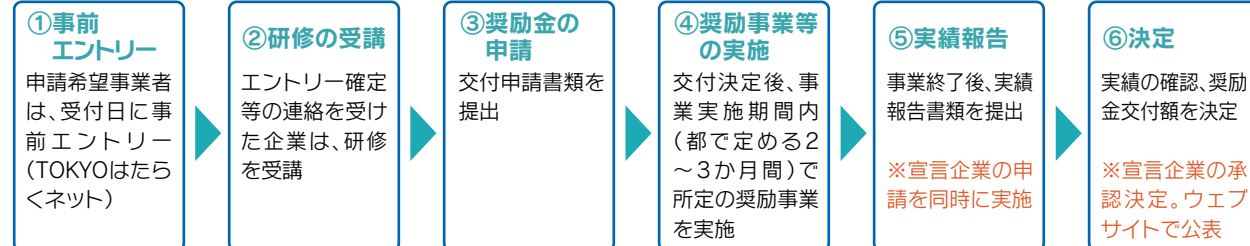
働き方改革の取組の1つとして、都が指定する制度を整備した場合に奨励金を支給(労使協定の締結かつ就業規則等への明文化が必要)

事業内容	奨励金額
1 【働き方の改善】に掲げる制度等を1つ以上整備した場合	10万円
<テレワーク加算>1で整備した制度に「テレワーク制度」又は「在宅勤務制度」がある場合	10万円
2 【休み方の改善】に掲げる制度等を1つ以上整備した場合	10万円
3 【働き方の改善】及び【休み方の改善】に掲げる制度等をいずれも1つ以上整備し、合計5つ以上整備した場合	10万円

▶対象制度(働き方の改善・休み方の改善)

働き方の改善	制度等の名称	制度等の内容
フレックスタイム制度	労働基準法第32条の3による労働者に始業及び終業の時刻を委ねる制度	業務繁忙に応じた休業日の設定
短時間勤務制度	正社員の短時間勤務を可能にする勤務制度	労働基準法第39条第6項による年次有給休暇の計画的付与制度
テレワーク制度	情報通信技術を活用した時間や場所にとらわれない柔軟な働き方実施のための制度	誕生日・記念日等の決まった日や申告した日を有給休暇とし毎年付与する制度
在宅勤務制度	情報通信技術を活用した在宅勤務実施のための制度	労働基準法第39条第4項による年次有給休暇を時間単位で取得できる制度
勤務間インターバル制度	勤務終了から次の勤務開始までの間、一定の休息時間の確保を義務づける制度	連続休暇制度
時差出勤制度	始業時刻を30分以上前倒し、ゆう活や時差出勤を推進すること	リフレッシュ等休暇制度
週休3日制度	すべての箇週において3日以上の日を設けること	柔軟に取得できる夏季休暇制度
休み方の改善	制度等の名称	制度等の内容
	業務繁忙に応じた休業日の設定	開散期の飛び石休日や連続休暇にする等、業務繁忙に応じた休業日の設定
	年次有給休暇の計画的付与制度	労働基準法第39条第6項による年次有給休暇の計画的付与制度
	記念日等時間単位での年次有給休暇制度	誕生日・記念日等の決まった日や申告した日を有給休暇とし毎年付与する制度
	連続休暇制度	5営業日以上連続休暇制度
	リフレッシュ等休暇制度	リフレッシュやリカレント教育のための休暇制度
	柔軟に取得できる夏季休暇制度	夏季において、労働者の申請に基づき取得できる3日以上休暇制度

●事業の流れ



○申請、事前エントリー

・申請に当たっては、事前エントリー及び研修受講が必要です。事前エントリーは、ホームページ「TOKYOはたらくネット」から行ってください。

※6回に分けて受付を行います。(受付時間は受付日の10時～15時)

※エントリー登録社数が予定社数を超えた場合には、抽選を行います。

・奨励金の説明会等の情報も「TOKYOはたらくネット」に掲載しております。

▶TOKYOはたらくネット: <https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/hatarakikata/kaikaku/josei/index.html>

事前エントリー受付日等(令和2年度)

	受付日	予定社数
第1回	5月 8日(金)	250社
第2回	6月 1日(月)	300社
第3回	6月 10日(水)	200社
第4回	7月 2日(木)	300社
第5回	9月 3日(木)	300社
第6回	10月 5日(月)	150社



随時受付

●働き方改革宣言奨励金を**活用しないで**、働き方改革宣言する場合

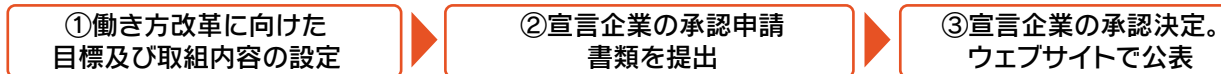
II
TOKYOテレワーク
バランスメasures

●対象事業者 都内で事業を営む企業等

(都内に勤務する常時雇用する労働者を2名以上、かつ、6か月以上継続雇用していること)

※その他要件あり

●事業の流れ



生産性向上支援コンサルティング

II
TOKYOテレワーク
バランスメasures

宣言企業の生産性向上を支援するため、業務改革、IT推進、生産管理・設備、人材育成・教育などについて、専門家が訪問して**無料**でコンサルティングを実施します。

※東京都が民間事業者に委託して行います。

●対象事業者 TOKYO働き方改革宣言企業

●事業の流れ



※お申込み方法、受付期間、コンサルティング等の詳細については、宣言企業ウェブサイトをご覧ください。

働き方改革宣言後の企業に対する支援

随時受付

働き方改革助成金

III
東京しごと財団

●対象事業者 TOKYO働き方改革宣言企業に承認された中小企業等であり、次のいずれかに該当すること

①働き方改革宣言奨励金の制度整備事業を実施していること。

②宣言企業の承認決定後3か月以内に、新たに「奨励金の制度整備事業の要件を満たす制度整備」を実施していること。(奨励金を活用しないで宣言した場合も含みます。)

※その他要件あり

●助成事業

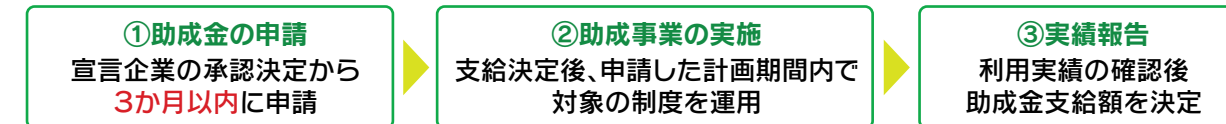
新たに整備した制度について、計画期間中に助成要件を満たした利用実績があった場合に助成金を支給

1制度の利用について**10万円**(1企業あたり最大**40万円**)

▶助成の要件

働き方の改善	制度等の名称	計画期間	助成条件	働き方の改善	制度等の名称	計画期間	助成条件
フレックスタイム制度	月1回以上、従前の始業・終業時間と異なる出退勤をしている	12か月	連続2か月以上の短時間勤務を実施している	業務繁忙に応じた休業日の設定	年次有給休暇の計画的付与制度	12か月	制度が運用され、利用者がいる
短時間勤務制度	連続2か月以上、かつ月4回以上の利用がある	3か月～12か月	連続2か月以上、かつ月4回以上の利用がある	記念日等有給休暇制度	時間単位での年次有給休暇制度	3か月～12か月	制度が運用され、利用者がいる
テレワーク制度	在宅勤務制度	在宅勤務制度	在宅勤務制度	連続休暇制度	リフレッシュ等休暇制度	3か月～12か月	柔軟に取得できる夏季休暇制度
勤務間インターバル制度	時差出勤制度	週休3日制度	週休3日制度				

●事業の流れ



専門家による巡回・助言

III
東京しごと財団

専門家が宣言企業を訪問して、宣言後の「働き方改革」の取組状況を確認し、働き方・休み方の改善に関する宣言企業からの質問にお答えいたします。

※(公財)東京しごと財団が、民間事業者に委託して行います。

●対象事業者 TOKYO働き方改革宣言企業(※本事業は**すべての宣言企業に対して行います**。)

●事業の流れ

